

代理人による印鑑登録の申請手続き

□ 事前説明

この申請手続きは、印鑑登録をする本人の意思確認のため「照会書」を本人に郵送しますので、約1週間程度かかります。また、代理人は市役所へ3回お越しいただくようになります。

□ 1回目来庁時の説明

1回目 「委任状（登録申請用）」を取りに窓口へ

市ホームページからもダウンロードできます。

手続きの詳しい説明をします。

委任状を印鑑登録される本人に記入（注4）してもらってください。

□ 2回目来庁時の説明

2回目 記入された「委任状」と登録する印鑑を持って窓口へ

仮登録をします。

「照会書・回答書」と「委任状（印鑑登録受領用）」の2つの書類を印鑑登録される本人様に郵便で送ります。（住民票に登録されている住所に普通郵便で送り、転送はできません。）

届いた2つの書類を印鑑登録される本人に記入（注4）してもらってください。

□ 3回目来庁時の説明

3回目 下記の6点を持って窓口へ

「照会書・回答書」の送付の日から30日以内に来てください。

- ①「照会書・回答書」 ←本人記入済みのもの（注4）
- ②「委任状（印鑑登録証受領用）」 ←本人記入済みのもの（注4）
- ③登録する印鑑
- ④登録する人の本人確認書類
（運転免許証、資格確認書、年金手帳など） ←コピー可
- ⑤代理人（窓口へ来る人）の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書など）
- ⑥登録手数料 300円

※印鑑登録証明書手数料300円は別途必要です。

□ 手数料の説明

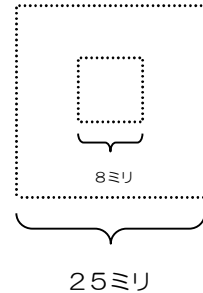
印鑑登録証を代理人へお渡しして手続き完了です。

（注4）委任状等の書類を印鑑登録する本人が記入できない場合は市民課に相談してください。

（裏面に続く）

下記のような印鑑は印鑑登録できません

- 1 小さい物
1 辺が 8 ミリの正方形よりも小さい物
- 2 大きい物
1 辺が 25 ミリの正方形より大きい物
- 3 氏名以外の表示がある物
住民基本台帳に記載されている文字のみで表示されている印鑑しか登録できません。
ただし、「～之印」「～之章」は入っていても構いません
例：花子さんが「はな子」と彫ってある印鑑を登録することはできません。
- 4 他の方がすでに登録した物
すでにその印鑑で印鑑登録をしている人がいないか、確認してから申請してください。
(別々の印鑑でも印影が同じ印鑑は登録できません。)
- 5 すり減っている物
押印のたびに印影が違ってくるので登録できません。
- 6 欠けている物
このような印鑑は欠けやすくなっています。いざ使用するときになって印鑑証明書と印影が違っていて、通用しないこともあり得ます。このような印鑑は印鑑登録に適しません。
- 7 外枠のない物
- 8 指輪印、変形しやすい材質の物
指輪印は傷がつきやすく、すり減りやすいので印鑑登録に適しません。また、ゴム印などのスタンプも登録できません。
- 9 大量生産の物（シャチハタ印など）
登録した印鑑（実印）は不動産の売買など重要な取引に使う物です。誰にでも手に入れることができる印鑑を登録するのは危険です。この印鑑登録制度の本人確認機能が低下し、安全な取引ができなくなります。
また、悪用される恐れもあります。このような印鑑は印鑑登録に適しません。
- 10 その他登録に適当でない物
判断のつかないときは、事前にご相談ください。



【問い合わせ】

出雲市役所 市民課 21-6954（直通）